

V. カウンセラーの職務

交換学生の受入が決まったら、先ずカウンセラーを選びます。カウンセラーは学生と最も緊密に接触するロータリアンであるため、交換の成功にとって非常に重要な役割を果たします。長期交換学生は、複数のホストファミリーと生活することになるため、カウンセラーが交換中に終始一貫して支援を提供する唯一の存在となります。カウンセラーは学生が困難に直面している時に励まし、学校やクラブ、地域社会の生活に学生が積極的に関与していくよう支援していただく必要があります。カウンセラーは、ホストファミリーの家族の一員であってはならず、クラブまたは地区の青少年交換役職に就いていない人を選びます。

女子学生には、女性カウンセラーや、カウンセラー夫人の協力が重要です。

必ずしも英語が上手である必要はありません。担当委員と兼ねることは結構です。

派遣学生にもカウンセラーを付ける必要があります。受入学生と兼ねてフォローすることもよい方法です。担当委員長は、派遣学生の保護者とのコミュニケーションに気を配って下さい。

カウンセラーの心得は、ロータリーの「4つのテスト」に尽きます。

言行はこれに照らしてから

1. 真実かどうか
2. みんなに公平か
3. 好意と友情をふかめるか
4. みんなのためになるかどうか

1. カウンセラーの役目

〔カウンセラーの選任〕

ホストクラブ会長は会員の中より受入学生のカウンセラーを選任する必要があります。

カウンセラーの選任に当たっては 「カウンセラーの任務」を考えて選任してください。但し、ホストファミリーとの兼任は出来ません。

カウンセラーは、豊富な人生経験と交換プログラムに対する認識は勿論必要ですが、学生に対し指導するよりはむしろ相手の立場を理解し、話を良く聞く誠実な相談相手となる人が望ましいです。

そして、受入学生の日常的な状況把握が必要です。

〔カウンセラーの任務〕

カウンセラーは受入学生滞在中の家庭生活および学校生活全般へ常に注意を払って下さい。その際、生活や健康等に適切な指導を行い、あらゆる相談に応じ、このプログラムの円滑な推進を図って下さい。

学生本人、ホストファミリー、高校の担当教員及び各委員会と常に連絡を密にし、トラブルを未然に防止するように努めて下さい。もしトラブルが発生した場合には、直ちに関係者と対策を協議し問題が悪化する前にその解決に努めて下さい。

カウンセラーは常に地区青少年交換委員会と連絡を取り、苦情やトラブルがあった場合には、直ちにこれらの対応策を協議して下さい。

受入学生等の素行に関し、初期の『うわさ』程度の悪評だとしても、トラブル（万引きなどの犯罪行為を含め）が報告されたときは、決して戸惑うことなく地区委員会へ報告して下さい。

地区委員会は危機管理委員会と連携しマニュアルブックの『危機管理ハンドブック』の手順に従って対応します。

カウンセラーはホストファミリーの受入れ状況を把握し、適当な助言をすると共に、ホストファミリー間の情報の交換、意志の疎通等を図って下さい。

受入学生の旅行等の許可を承認するとともに、特別事項の許可等は地区委員会と相談して下さい。別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」も確認ください。

カウンセラーは次の報告書をそれぞれの方から入手してチェックし、毎月第1週目（目安）までにクラブに提出してください。（クラブは原本を保管し、すみやかにPDFデータをYESSにアップするようにしてください）。

- ・ホストファミリーからは「ホストファミリー・カウンセラー月例報告書」

カウンセラーは必要に応じて上記に追記する。

- ・受入学生からは「来日学生月例報告書（Monthly Report）」

カウンセラーは受入れ学校及び担任教師と密に連絡を保ち、その教育状況を出来る限り把握すると共に、受入学生に対するクラブの行事、指導プログラム等に理解、協力を求め、適時学校を訪問して相互の意思の疎通を図って下さい。

〔受入学生到着時の公式書類の点検と確認〕

後述の『来日学生到着時の手続きについて』に従って、来日後すみやかに各手続きを完了して下さい。

その他、クラブにおける受入学生の様々な用事は極力カウンセラーまたは、クラブの担当委員会が受け持って下さい。例えば、学校へのあいさつ、学校生活上の用具の準備、年間スケジュールの調整、などなどです。ホストファミリーの負担の軽減をするよう努めて下さい。

〔カウンセラーの任期〕

クラブカウンセラーの任期は、受入れ書類が届いて、カウンセラーに任命された時に始まり、受入学生が帰国したときに終わります。ロータリー年度ではありません。複数年度にまたがる任期となります。

〔カウンセラー研修〕

地区委員会では、カウンセラーの研修会、必要に応じて会議（学校、ホストクラブ・ホストファミリー、カウンセラーとの三者懇談会など）を適宜開催します。このプログラムの成功のための重要な研修・会議であり必ず出席して下さい。

〔カウンセラーの立場〕

青少年交換はクラブ対クラブの交換が基本です。地区委員会は原則として直接学生に連絡しません。地区行事等はカウンセラーと受入学生との関係を円滑に推進する目的も含め、各クラブのカウンセラーまたは担当委員会経由で連絡します。すみやかに受入学生やホストファミリー等、関係者に連絡をして下さい。（ただし、緊急時および危機対応時にはこの限りではありません）

〔受入学生の相談相手〕

受入学生にとって先ず何事でも相談できるのはカウンセラーです。ホストファミリーとクラブの間に立って、ホストファミリーと良好な関係か、友達はできたかなど話を聞いて下さい。

〔小遣いを渡す〕

受入学生には、カウンセラーから、毎月の小遣いを渡して頂くのがよいです。

〔関係者との連絡〕

クラブの委員会・ホストファミリー・学校の先生と常に連絡をとって下さい。カウンセラーは、学生の状況を見て、ホストの変更など、クラブの担当委員長に進言して下さい。

受入学生が健康で、安全に1年間を過ごせるか、さらに交換学生としての成果を上げられるかは、カウンセラーにかかっています。

〔緊急連絡先の周知徹底〕

カウンセラーは、地区委員会にその連絡先を登録します。緊急の場合に24時間対応できる連絡先(電話番号)を明記するとともに、受入学生にも知らせて下さい。また、緊急時のために、ホストファミリー、高等学校の担当教員等の関係者にカウンセラー及び地区委員会の緊急連絡先を配布して下さい。

〔緊急事態発生の場合〕

カウンセラーは、受入学生やその家族に緊急事態が発生した場合、直ちに地区委員会に連絡をし、地区委員と協力して対処して下さい。その場合、海外への緊急連絡は地区委員会の担当を通じて行います。

- * 重大な病気やケガは、すみやかに地区委員会の担当委員に連絡して下さい。
- * 深夜でも連絡して下さい。
- * どなたが連絡していただいても結構です。

内容によっては、国際ロータリーの『ゼロ容認方針』に従う必要があります。十分、地区危機管理体制、仕組みを理解して下さい。

〔受入学生到着前の手紙交信〕

カウンセラーに決まったら、担当受入学生へメールを送り、自己紹介をし安心させ下さい。

2. 国際ルール（順守すべきルール）

〔特別注意事項（4 Dルール）〕

- ・派遣滞在中いかなる場合でも自動車(モーターボート、モーターサイクルを含む)の運転は許されません（DRIVE）
- ・アルコール飲料および喫煙は許されません（DRINK）
- ・恋愛行為(性行為)は許されません。異性との交際は特に気をつけること（DATE）
- ・麻薬類の使用は許されません（DRUG）

以上の各項を遵守すると共に、派遣先または受入先の地区で定めた規則・条件の遵守、ホスト家庭の生活習慣やしつけに従わなければなりません。

もし、これらのことが守られない場合には、地区委員会の命令で帰国の措置がとられます。

〔国の法律〕

交換先の国の法律は厳格に守らなくてはなりません。

交換先の国で、喫煙等、法律上の制限年齢が学生の年齢に達している場合でも、上記特別注意事項（4 Dルール）は世界共通のロータリー青少年交換プログラムのルールとして有効です。

例えば、ヨーロッパの多くの国では、喫煙は16歳から許可されていますが、ロータリー青少年交換プログラムもとの学生は世界共通ルールとして、喫煙（DRINK）は許されていません。

〔学校のルール〕

学校のルール（校則等）は、遵守しなくてはなりません。

〔家庭におけるルール（約束事）〕

各家庭にあるルールや約束事は、守るよう指導下さい。

例えば、門限は地域特性や交通手段等に合わせて、各ホスト家庭で決めてください。

また、食事の後片付け・掃除の手伝い、インターネット・スマートフォン・SNSなどの許可時間などの約束事は、各ホスト家庭で決められている場合があります。従うよう指導下さい。

引きこもりは、交換前半によく起こりうる事態ですが、長引いたり、極端な場合は、強制送還=受入の中止=に繋がります。明るく前向きに生活することを心がけてさせてください。

注) SNS 等、インターネットの使用に関しては原則として夜の12時以降はしないように。最近の家庭での一番多いトラブルの原因となっています。

〔ロータリーの青少年交換プログラムは、国際ロータリーの正式プログラム〕

すべてがロータリー章典に準拠したルールで、RI理事会の決定事項が適用されます。

また、すべての交換学生（派遣・受入とも）は、保護者と本人の署名の下、Application内の『交換プログラムの規則と条件』に基づいて（前提となって）交換が実施されています。

その内容に反した行為は、早期帰国（強制送還）の対象になります。

3. 受入学生の家庭生活と旅行

〔家庭生活〕

来日当初は、日本語での会話が不自由な事が多いため、第一ホストファミリーはできるだけ、外国人をホストした経験のある家庭が望ましいです。

このプログラムの経験上、上手に英語を話す家庭では、日本語の習得が遅れる傾向にあります。逆に、英語が全くできない家庭では日本語の習得が早い傾向にあります。言葉が通じないことで、特別問題が起きるわけではありません。

約束ごと、日程、時間などは、お互いにしっかり守るよう指導して下さい。

生活様式や生活サイクルの違いを説明し、日本式に合うように指導して下さい。

受入学生は原則として3～4ヶ月くらいでホストファミリーを移動します。時期や移動先について、本人に少なくとも2週間くらい前までに伝えて下さい。

病気やケガには十分注意を払うとともに、薬や食事のアレルギーについても十分留意して下さい。

受入学生がホストファミリーを移動するときは、次のホストファミリーに必ず「申し送り帳：引き継ぎ書等」を渡すよう依頼し、カウンセラーもその内容について把握しておく必要があります。

なお、このプログラムのルールについて、受入学生からGENERAL RULES AND REGULATIONS（受入学生の規則・基準）に遵守のサインをとっています。

〔旅行〕

受入学生には、地区外への単独旅行、または、友人とだけでの旅行は禁止しています。地区外への旅行等に関しては、責任のとれる大人（ロータリアン、学校の先生、ホストファミリーの保護者などボランティア誓約書の提出した人）の同行が必要です。

また、地区行事以外で地区外に出る場合は、地区委員会指定の地区外旅行の原則に基づき、『地区外移動届』で、カウンセラー等の許可を得たのち、地区委員会に書類を提出しなければなりません。地区委員会は、常時、学生の所在場所を知っておく義務を負っています。

詳しくは、別紙「受入学生（IBS）の移動、旅行の地区ルールと届出書式」を確認ください。

〔禁句〕

日本での生活のあらゆる場面において、受入学生の生活を担保しているのは、ホストファミリーです。それゆえ冗談でも口に出してはならない言葉があります。

1. 私(ホストファミリー)は、もうあなたをホストすることはできない。

これは、明日から直ちに、受入学生は路頭に迷う可能性を秘めているということです。学生の過剰反応を引き起こす可能性があります。

2. 食事を食べないのなら、もうつくることはしないので勝手にしなさい。

生命に直結する、食べるということに対し、明日からの手段を持たないと考える学生もいます。

3. 眠るところ(学生の部屋)に関して、手きびしい言葉を使ってしまうこと。

よほど広く収納の整った個室を与えていない限り、学生たちは1年間の生活のすべてを持ってきます。大きなトランクから部屋に十分な収納の無い場合は、床一面に荷物を広げることになります。

それを『だらしない』と言うことは、学生にとってはかなりきつい言葉となります。

学生を受入れた数か月は、余裕を持って見守ってください。

学生の保護者(ホストファミリー)になる最低条件は、食事を満足に与えることができること、宿泊場所を提供できることと規定されています。この契約をほごにするような言動は、冗談でも避け

るべきです。学生は過剰反応を起こす場合があります。

4. 受入学生の病気・ケガ

〔RIJYEM保険（JI傷害火災保険）〕

受入学生は、当地区の指定したRIJYEM保険に加入して来日してきます。RIJYEM保険は、国民健康保険と組み合わせて、ロータリー章典に準拠する内容です。よって、来日してなるべく早く、国民健康保険加入手続きをお願いします。各市町村で手続きをして下さい。

ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、国民健康保険を使用し、窓口で3割の自己負担分を支払った後、RIJYEMを通じてJI（ジェイアイ）傷害火災保険会社へ自己負担分の保険金請求手続きを行う仕組みになっています。その際、医療機関で支払った自己負担分の領収書が必要になります。

この保険は、ケガだけでなく病気も担保されていることが重要です。

受入学生のケガや病気にいつでも対処できるよう、カウンセラーは夜中でも電話連絡が取れるようにしておいて下さい。すべて事前にホストファミリー等には、よく説明しておいて下さい。

5. 受入の中止 = 強制送還・早期帰国

〔特別注意事項（4Dルール）を破った場合〕

特別注意事項（4Dルール）以外に、その国の法律を守ること、収入のあるアルバイトの禁止、校則を守ること、などがあります。これらを破った場合は強制送還となります。

〔病気・ノイローゼなど〕

病気・ケガ・ノイローゼ・強度なホームシック・登校拒否などの場合には、期間中でも交換を取消し強制送還することがあります。その決定は、派遣元地区委員会と当地区委員会が十分な協議を重ね決定します。交換学生は、決定に従わなければなりません。

〔危機管理上の問題〕

危機管理の上から交換の継続が困難な時（自然災害、広域な伝染病の蔓延、セクハラ等の問題等）は派遣元地区委員会と当地区委員会（危機管理委員会も含め）が十分な協議を重ねた結果決定します。交換学生は、決定に従わなければなりません。

上記のほかすべて、必要と認められたときは、学生の安全を最優先に、派遣地区、当地区の関係者と十分な協議を重ねた結果、派遣中止を決定します。